特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療保険の資格及び給付に関する事務 基 礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ケ浦市は、後期高齢者医療保険の資格及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

袖ケ浦市長

公表日

令和6年5月27日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

10-27 — 110-107						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	後期高齢者医療保険の資格及び給付に関する事務					
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき高齢者医療給付事務を実施。 ・被保険者の世帯構成や、住民基本台帳の異動及び所得状況等を把握する。 ・後期高齢者医療給付に関する事務を行う。					
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 収納消込システム 3. 滞納整理システム 4. 口座管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバー					
2 株字母 棒報ファノルタ						

2. 特定個人情報ファイル名

1. 被保険者情報ファイル 2. 保険料情報ファイル 3. 収納情報ファイル 4. 特別徴収ファイル 5. 滞納情報ファイル 6. 口座情報ファイル 7. 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。) ・第 9条第1項 別表第85項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号) ・第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	(基代版)1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	袖ケ浦市 市民子育て部 保険年金課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

総務省

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 袖ケ浦市 総務部 総務課 袖ケ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	袖ケ浦市	市民子育で部	保険年金課	後期·賦課徴収班	袖ケ浦市坂戸市場1番地1	電話0438
建 裕元	(62)3092					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和6年5月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	16年5月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類						
<選択肢>								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネ	ットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	Γ	十分である]	2) 十分	力を入れている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている			
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの	委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択 1) 特に 2) 十分 3) 課題	肢> 力を入れている である が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情	報提供ネットワー	クシステム]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続しない]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分 3) 課題	力を入れている である が残されている			
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている			
7. 特定個人情報の保管・	消去							
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分	力を入れている			
8. 監査								
実施の有無	[〇]自	己点検	[]	内部監査	[] 外部監			
9. 従業者に対する教育・	李 発							
従業者に対する教育・啓発	[+	分に行っている]	2) 十分	肢> 力を入れて行って に行っている に行っていない	こいる		

変更箇所

変 更 固					I
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	
令和5年6月9日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一第59項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一第59項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第46条公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事前	
令和5年6月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第 19条第 7号 別表第二(第 2, 3, 4, 5, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 81, 87, 93項) (情報照会の根拠) 番号法第 19条第 7号 別表第二(第 80, 81 項)	番号法第19条第8号 別表第二 82の項 83の 項	事後	
令和5年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	袖ケ浦市 市民健康部 保険年金課	袖ケ浦市 市民子育て部 保険年金課	事後	
令和5年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 石井 俊一	課長	事後	
令和5年6月9日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	袖ケ浦市 総務部 総務課 行政班 袖ケ浦市 坂戸市場1番地1 電話0438(62)2104	袖ケ浦市 総務部 総務課 袖ケ浦市坂戸市 場1番地1 電話0438(62)2111	事後	
令和5年6月9日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	袖ケ浦市 市民健康部 保険年金課 後期・賦 課徴収班 袖ケ浦市坂戸市場1番地1 電話 0438(62)3092	袖ケ浦市 市民子育て部 保険年金課 後期・ 賦課徴収班 袖ケ浦市坂戸市場1番地1 電 話0438(62)3092	事後	
令和5年6月9日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年2月1日時点	令和5年6月9日	事後	
令和5年6月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月1日時点	令和5年6月9日	事後	
令和5年6月9日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	 後期高齢者医療システム 2 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 口座管理システム 5. 宛名管理システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー 		事後	
令和5年6月9日	Ⅳ リスク対策	-	様式改定に伴い新規追加	事後	
令和6年5月27日	"I 関連情報 3.個人番号の利用 法律上の根拠"	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第 9条第 1項 別表第一 第 59項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第59)第 46条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律(令 和3年法律第38号)第9条	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 82の項 83の 項	番号法第19条第8号 別表	事前	
令和6年5月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月9日時点	令和6年5月1日時点	事前	
令和6年5月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月9日時点	令和6年5月1日時点	事前	